

研究開発の固定資本としての計上について（案）

国際連合が定めた 2008SNA やそれに準拠した平成 23 年基準の国民経済計算の対応を踏まえ、平成 27 年表においても、当期に生産された研究開発について、前回表まで主に中間消費や政府・非営利消費とされていたことを変更し、総固定資本形成として計上する。当期に生産された研究開発は各部門において中間投入等されていたが、これに代わり過去から蓄積されたストックとしての研究開発資産から発生する資本減耗引当を付加価値として計上する。資本減耗引当は、恒久棚卸法により、EU などの動向も踏まえ、平均使用年数 9～15 年の定率法で推計する。

(1) 以下の部門を研究開発の固定資本としての対象とする。

自然科学研究機関（国公立）★★

人文・社会科学研究機関（国公立）★★（平成 23 年表の部門名に「社会」を追記。概念・範囲には変更なし）

自然科学研究機関（非営利）★

人文・社会科学研究機関（非営利）★

自然科学研究機関（産業）

人文・社会科学研究機関（産業）

企業内研究開発

(2) 表章方法については、以下のとおりとする。

<従来イメージ>

	部門 A	国内総固定資本形成
企業内研究開発（行）	100	
営業余剰		
固定資本減耗		

<見直しイメージ>

	部門 A	国内総固定資本形成
企業内研究開発（行）		100
営業余剰	30	
固定資本減耗	70	

なお、従来との比較や分析に資するため、研究開発の総固定資本形成の部門別内訳を別に公表する。

★つき部門については、★つき部門の研究による便益を受ける部門を把握できる資料に乏しいことなども踏まえ、国民経済計算の計上方法と同様とする（従来との比較では、研究開発分だけ消費支出を減額し総固定資本形成に計上し、さらに、研究開発の減耗分についてCT及び減耗を増額し、消費支出も同額加算）。

<従来イメージ>

	自然科学研究機関 (★★)	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	国内生産額
自然科学研究機関 (★★)		100	0	100
固定資本減耗	0			
その他付加価値	100			
国内生産額	100			

<見直しイメージ>

	自然科学研究機関 (★★)	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	国内生産額
自然科学研究機関 (★★)		70	100	170
固定資本減耗	70			
その他付加価値	100			
国内生産額	170			

(3) 技術会議論点の対応

<大学の学部本体で行われる研究開発>

大学の学部本体が行う研究開発については、

- ・「科学技術研究調査」は学部ごとの研究関連業務を対象として大学の内部で使用した研究開発支出を把握しており、人件費についても、「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」により研究分を分割することが可能であること
- ・国民経済計算との整合性を図ること

などから、「学校教育」の範囲から研究開発分を分割し、当該研究開発の費用を教育のCTや消費支出から減額して、研究開発部門に含める（学部の種別に応じての研究開発部門に含める案を中心に更に検討）。

また、研究開発部門の資本形成は学校教育部門が取得したものとし、減耗は同部門の資本減耗引当に計上しCTは当該額増額する。その増額分は消費支出に加算する（大学医学部附属病院も同様）。

なお、大学の附属研究施設の場合は、従来から、自然科学研究機関等に含まれており、変更しない。

<企業内研究開発の対象と輸出入の計上>

企業内研究開発としては、基礎資料である科学技術研究調査の研究費は外部との関係如何（資金提供・委託など）にかかわらず自社で使用したものを対象としていることに留意し、国民経済計算と同様に、（国際収支統計から得られる）輸出入を計上する（なお、前回の企業内研究開発の定義・範囲においても「企業が、・・・行う創造的な努力及び探求の活動」とされており、外部との関係は触れられていない。）。

研究開発の対象となるものが、①研究開発サービス（(i) 研究開発の費用、(ii) 研究開発の成果たる特許権等の売買額）¹、②特許権等の利用料なのかについては、国民経済計算と同様に、

- ・ 研究開発の国内生産額は、（国民経済計算と同様に）外部との関係如何にかかわらず、科学技術研究調査の社内使用研究費等から生産費用の積上げにより推計する。
- ・ 国際収支統計の①に係る輸出入のうち（ii）相当額については、多くの資本財の輸出入と同様に、当該特許権等に係る研究開発がされた時期にかかわらず、産業連関表における研究開発部門の取引額に含むものとし、純輸出額と国内生産額との調整は国内総固定資本形成で行う。
- ・ ②は、国際収支統計や国際標準産業分類なども踏まえ、研究開発に含めず、別途、特許等使用料の検討において整理する。

<企業内研究開発の営業余剰の計上>

国民経済計算では、2008SNAと整合的に、市場生産者による研究開発に営業余剰を考慮していることから、平成27年表についても、それらの生産により一定の収益が得られるとして研究開発費用に一定の利益率を乗じて計上する。

<その他>

研究開発の中で行われる自社開発ソフトウェアの費用については研究開発費用から控除しない。（自社開発ソフトウェアについては別資料を参照）

¹ 2008SNA 勧告と整合的に、IMFの「国際収支統計マニュアル第6版」（以下、BPM6）でも、「研究開発サービス」の輸出入に、基礎研究、応用研究等のサービスの他、特許権等の売却も含む。一方、特許権の使用料については、「研究開発サービス」ではなく「産業財産権等使用料」に計上される。

なお、平成23年表では、同様の項目（BPM5）を用いて、「自然科学研究機関（産業）」や「人文科学研究機関（産業）」の輸出入も推計しており、今回も同項目の配分を行う。